

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が始まります ②



マイナちゃん

法律の定めにより、平成27年10月から住民票を有する一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から希望者に個人番号カードの交付が開始されます。

マイナンバー制度を導入することで、次の3つのメリットが想定されています。

① 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。また、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防ぐことができます。

② 行政手続きの利便性の向上

添付書類の省略等、行政手続きが簡素化され、申請者の負担が軽減されます。

情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

③ 行政の効率化

国や自治体等で情報の照合・転記・入力等にかかる時間や労力が減り、作業効率が向上します。効率化により削減できる人的資源や費用を他の市民サービスに振り向けることができます。

◆制度全般

内閣府マイナンバー制度コールセンター（平日の午前9時30分～午後5時30分）

☎0570（20）0178（日本語対応）

☎0570（20）0291（外国語対応）

◆HP検索 政府広報オンライン マイナンバー

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>

◆市での取り組み

制度・システム関連について…情報政策課☎042（346）9802

マイナンバーの通知、個人番号カードについて…市民課☎042（346）9805